

令和2年度

第10回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

令和3年2月26日

令和2年度 第10回越知町農業委員会総会議事録

令和3年2月26日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

1 会議日 令和3年2月26日（金）午前9時00分～午前9時20分

2 出席者

農業委員（7名） 会長 須内 啓次 職務代理者 和田 昌夫

1 藤田 一夫	2 吉田 忠	3 大原 典子	4 吉田 由太郎
5	6 橋詰 節	7	8 和田 昌夫
9	10 須内 啓次		

欠席委員（3名） 箭野 正昭 大原 利武 岡林 富士男

農地利用最適化推進委員（5名）

岡 義雄	濱田 學	斎藤 信夫	片岡 政彦
片岡 久一郎			

事務局職員（3名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳 主事 西岡 亨

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 越知町農用地利用集積計画（協議）について

議案第25号 越知（越知町）農業振興地域整備計画の変更について（協議）

5 その他

6 閉会

開会及び議事 午前9時00分

- 会 長 おはようございます。定刻になりましたので第10回越知町農業委員会開催したいと思います。委員の皆さまはお忙しいところ出席ありがとうございます。
- これから植え付けの時期になりますが、今日からしばらく天候がすぐれないようですので、植え付けがずれこまないことを祈るばかりです。
- まず、署名委員を報告します。署名委員は大原典子委員、片岡政彦委員、お願いします。欠席は大原利武委員、箭野正昭委員、岡林富士男委員です。大原利武委員につきましては、再度入院されたということですので報告しておきます。
- それでは、議題に移ります。議題は3件ですので審議のほどよろしく願います。それでは議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 はい、説明させていただきます。1番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんです。調査委員は橋詰委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇2051番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は178㎡の1筆で、事由は等価交換です。
- 2番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、調査委員は橋詰節委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇2117番1、地目は台帳、現況ともに畑、面積は195㎡の1筆、事由は等価交換です。
- 現地の写真、切図等添付しておりますので、参考になさってください。
- 以上につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認しております。以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございます。それでは調査委員の橋詰委員、報告をお願いします。
- 6 番 委 員 はい、報告します。2月24日に調査してきました。航空写真を見ていただいたら分かるように、周りはすべて耕作地であるので、問題ないと思います。以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございました。調査委員から報告ありました。ご質問等ある委員さんはいませんか。
- 橋詰委員、ここは前から作っているのですか。

6 番委員 はい、前から作っています。ここから下を別の人が作って、上を〇〇さんが作っているのですが、トラクターが入りにくいという問題があって、交換したほうがお互い都合がいいということで、今回交換することになったようです。段差があったりしてトラクターが一方から入れなかつたりしたそうです。

会 長 ありがとうございます。ほかにご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第 23 号に賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。ありがとうございます。続きまして、議案第 24 号越知町農用地利用集積計画についてです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により越知町長から諮問があった件について、審議を求めます。事務局より説明おねがいします。

事 務 局 はい、説明します。1 番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借新規設定で期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの 10 ヶ月間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇723 番 1、現況地目は畑、面積は 48 m²です。

2 番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借新規設定で期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの 10 ヶ月間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇726 番 1、現況地目は畑、面積は 74 m²です。

3 番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は貸貸借新規設定で、期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの 10 ヶ月間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇724 番 1、現況地目は畑、面積は 160 m²です。ほか、4 筆ありまして合計 5 筆の 2315 m²です。

4 番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借新規設定で期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 5 年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇841 番、現況地目は畑、面積は 763 m²です。

以上につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを確認しています。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。議案 24 号は協議事項です。皆様のご意見伺います。

事務局長	1 番から 3 番の〇〇さんは、新規就農するので農地を借りるということです。場所は〇〇で、すいかを作っています。
5 番委員	期間が 10 ヶ月となっていますが、お試して借りるという感じですか。
事務局長	空いている期間だけ貸してもらうので 10 ヶ月という期間になっています。
5 番委員	家は構えましたか。
事務局長	家も構えました。
会 長	委員の皆さんほかに何かありませんか。 (質問、意見なし) ないようでしたら、採決に移ります。議案第 24 号に賛成の方は挙手お願いします。 (全員挙手) はい、全員です。ありがとうございます。 続きまして、議案第 25 号越知町農業振興地域整備計画の変更についてです。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定により、越知町長から協議があったので審議を求めます。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	はい、説明させていただきます。越知町内に農業振興地域のうち、特に農地として守っていかなくてはならない農用地区域という場所があります。農用地区域は原則転用してはならないのですが、転用するためには農振地域整備計画の変更届が必要になってきますので、転用の第一段階として農用地区域から除外してもいいかの決議です。これが可決されてから 5 条申請という流れになります。 該当地を読み上げます。所在は〇〇字〇〇1675 番、地目は台帳、現況ともに畑、地積は 550 m ² のうち 4.31 m ² の 1 筆、申請者は〇〇〇〇さん、確認者は須内委員にお願いしました。転用後は基地局として使用するということです。現地の写真等添付しておりますので参考になさってください。以上です。
会 長	報告します。2 月 19 日に事務局と確認に行ってきました。航空写真を見ていただくとわかりますが、〇〇集落の行き止まりになっている所になります。切図は 1 筆になっていますが、実際は斜面で段々畑になっています。4.31 m ² となっていますが、きれいな段々で、ちょうどいいサイズの土地がありまして、そこを分筆するようです。周辺の状況は周りすべて段々畑に

なっていて、目的は携帯基地局ということで問題ないということを確認してきました。以上です。

皆さん何かご意見あればお願いします。

(質問、意見なし)

ないようでしたら採決に移ります。議案第 25 号に賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。ありがとうございます。

本日の議案は以上ですので、その他に移ります。小休します。

その他

閉会 午前 9 時 20 分